

平成28年生駒市議会（第6回）定例会議案

平成28年12月7日

生 駒 市

平成 28 年生駒市議会（第 6 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 17 号	市長専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	1～2
議案第 88 号	専決処分につき承認を求めることについて(裁判上の和解について)	3～5
議案第 89 号	平成 28 年度生駒市一般会計補正予算(第 3 回)	6～32
議案第 90 号	平成 28 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 回)	33～38
議案第 91 号	平成 28 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)	39～40
議案第 92 号	生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 93 号	生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 94 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	43～46
議案第 95 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47～54
議案第 96 号	生駒市職員の退職手当に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55～58
議案第 97 号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	59～60
議案第 98 号	生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について	61～70
議案第 99 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	71～73
議案第 100 号	生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について	74～77
議案第 101 号	裁判上の和解について	78～79

議案第 102 号	生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者の指定について	80
議案第 103 号	公の施設の区域外設置について	81
議案第 104 号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について	82
議案第 105 号	奈良広域水質検査センター組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の変更について	83～84
議案第 106 号	市道路線の認定について	85～86
議案第 107 号	市道路線の廃止について	87

報告第 17 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成 28 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である和解及び損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成28年10月19日（水）午後6時20分頃

2 事故発生場所

生駒市大門町149番地先 市道有里大門線支線2号上

3 損害賠償の額

98,075円

4 事故の概要

事故発生場所である市道を西から東へ走行中の軽トラックが、道路横断溝のグレーチング蓋がはずれ、車輪下部にまきこんだ結果、ガソリタンク等が損傷したもの

平成28年11月21日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 88 号

専決処分につき承認を求めることについて

裁判上の和解については、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年10月19日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史





議案第 89 号

平成 28 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）

平成 28 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 2 6 , 5 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 , 0 6 1 , 4 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 28 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,146,631	407,251	5,553,882
	2 国庫補助金	874,597	407,251	1,281,848
15 県支出金		2,309,233	24,289	2,333,522
	1 県負担金	1,585,801	12,105	1,597,906
	2 県補助金	502,242	12,184	514,426
17 寄附金		102,650	2,100	104,750
	1 寄附金	102,650	2,100	104,750
18 繰入金		1,195,098	-231,829	963,269
	2 基金繰入金	1,164,120	-231,829	932,291
19 繰越金		778,109	80,239	858,348
	1 繰越金	778,109	80,239	858,348
21 市債		3,961,900	644,500	4,606,400
	1 市債	3,961,900	644,500	4,606,400
歳 入 合 計		39,134,927	926,550	40,061,477

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,385,656	48,949	5,434,605
	1 総務管理費	4,375,446	45,074	4,420,520
	3 戸籍住民基本台帳費	271,271	4,282	275,553
	4 選挙費	70,162	167	70,329
	6 監査委員費	38,592	-574	38,018
3 民生費		14,520,118	332,742	14,852,860
	1 社会福祉費	5,686,644	329,670	6,016,314
	2 児童福祉費	6,331,458	10,467	6,341,925
	3 生活保護費	1,604,245	-7,395	1,596,850
4 衛生費		3,925,301	11,647	3,936,948
	1 保健衛生費	1,757,097	4,697	1,761,794
	2 清掃費	2,168,204	6,950	2,175,154
5 産業経済費		451,888	26,638	478,526
	1 農業費	193,340	11,070	204,410
	2 商工費	258,548	15,568	274,116
6 土木費		3,470,133	13,633	3,483,766
	1 土木管理費	248,610	-21,034	227,576
	2 道路橋梁及び河川費	1,086,854	19,896	1,106,750

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 都市計画費	1,086,702	17,236	1,103,938
	4 住宅費	115,343	-2,465	112,878
7 消防費		1,634,171	-27,250	1,606,921
	1 消防費	1,634,171	-27,250	1,606,921
8 教育費		6,473,585	520,191	6,993,776
	1 教育総務費	2,207,499	150,335	2,357,834
	2 小学校費	714,243	332,174	1,046,417
	4 幼稚園費	814,100	49,300	863,400
	5 社会教育費	1,111,653	-10,632	1,101,021
	6 保健体育費	1,229,220	-986	1,228,234
歳 出 合 計		39,134,927	926,550	40,061,477

## 第 2 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	臨時福祉給付金経済対策分事業	261,683
土木費	道路橋梁及び 河川費	地籍調査事業	16,140
		企業誘致関連道路整備事業	97,000
		道路新設改良事業	58,000
教育費	教育総務費	高山スーパースクールゾーン整備事業	151,978
	小学校費	小学校施設整備事業	571,526
	中学校費	中学校施設整備事業	92,282
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	49,300

## 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
地籍調査測量業務 (平成29年度計画地域分)	平成29年度から 平成30年度まで	5,123
認定こども園生駒幼稚園給食業務	平成29年度	15,000

## 第 4 表 地 方 債 補 正

### 1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業	6,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
幼稚園施設整備事業	32,700	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	423,100	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	62,000	〃	〃	〃

### 2 変更

[単位 千円]

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生駒北小中一貫校整備事業	1,494,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	1,614,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	362,069	280,425	642,494	1 社会福祉費補助金	272,119	ケアマネジメント適正化推進事業補助金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 臨時福祉給付金事業補助金 6,976 3,460 261,683
				2 児童福祉費補助金	8,306	保育対策総合支援事業費補助金
6 教育費国庫補助金	213,286	126,826	340,112	1 教育総務費補助金	31,480	生駒北小中一貫校整備事業交付金
				2 小学校費補助金	77,663	小学校トイレ改修事業交付金
				3 中学校費補助金	1,087	上中学校屋内運動場改修事業交付金
				4 幼稚園費補助金	16,596	幼稚園トイレ改修事業交付金
計	874,597	407,251	1,281,848			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 土木費県負担金	0	12,105	12,105	1 地籍調査費負担金	12,105	
計	1,585,801	12,105	1,597,906			

## (款) 15 県支出金

## (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	421,272	1,384	422,656	2 児童福祉費補助金	1,384	保育対策総合支援事業費補助金
3 衛生費県補助金	58,085	10,800	68,885	1 保健衛生費補助金	10,800	病院群輪番制病院設備整備費補助金
計	502,242	12,184	514,426			

[単位 千円]

## (款) 17 寄附金

## (項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 産業経済費寄附金	7,050	2,100	9,150	1 農業費寄附金	2,100	県営土地改良事業寄附金
計	102,650	2,100	104,750			

[単位 千円]

## (款) 18 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 公共施設整備基金繰入金	254,518	-231,829	22,689	1 公共施設整備基金繰入金	-231,829	
計	1,164,120	-231,829	932,291			

[単位 千円]

## (款) 19 繰越金

## (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	778,109	80,239	858,348	1 繰越金	80,239	前年度繰越金	
計	778,109	80,239	858,348				

[単位 千円]

## (款) 21 市債

## (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 産業経済債	1,900	6,300	8,200	2 農業債	6,300	県営土地改良事業債	
5 教育債	1,520,500	638,200	2,158,700	1 教育総務債	120,400	生駒北小中一貫校整備事業債	
				2 幼稚園債	32,700	幼稚園トイレ改修事業債	
				4 小学校債	423,100	小学校トイレ改修事業債	
				5 中学校債	62,000	上中学校屋内運動場改修事業債	
				計	3,961,900	644,500	4,606,400

[単位 千円]

## 歳 出

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				国県支出金	財源				
					地方	その他			
1 一般管理費	1,943,469	46,000	1,989,469			46,000	3 職員手当等	46,000	退職手当
5 財産管理費	1,466,776	-2,372	1,464,404			-2,372	25 積立金	-2,372	職員退職給与基金
14 男女共同参画費	29,020	1,446	30,466			1,446	2 給料	260	給与条例改正等による
							3 職員手当等	1,056	給与条例改正等による
							4 共済費	130	給与条例改正等による
計	4,375,446	45,074	4,420,520			45,074			

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				国県支出金	財源				
					地方	その他			
1 戸籍住民基本台帳費	271,072	4,282	275,354			4,282	2 給料	770	給与条例改正等による
							3 職員手当等	3,127	給与条例改正等による
							4 共済費	385	給与条例改正等による
計	271,271	4,282	275,553			4,282			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					国県支出名	地方債			
1 選挙管理委員会費	31,124	167	31,291			167	2 給料	30	給与条例改正等による
							3 職員手当等	122	給与条例改正等による
							4 共済費	15	給与条例改正等による
計	70,162	167	70,329			167			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					国県支出名	地方債			
1 監査委員費	38,592	-574	38,018			-574	2 給料	-350	給与条例改正等による
							3 職員手当等	-137	給与条例改正等による
							4 共済費	-87	給与条例改正等による
計	38,592	-574	38,018			-574			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					国県支出名	地方債			
1 社会福祉総務費	386,842	272,247	659,089	261,683 (国補)		10,564	2 給料	1,900	給与条例改正等による
				261,683			3 職員手当等	8,794	給与条例改正等による

[単位 千円]



[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特定財源	一般財源			
				国県支出金	地方	その他			
							12 役務費	30	通信運搬費
							13 委託料	3,000	会議運営等委託料
							19 負担金補助及び交付金	3,460	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
計	5,686,644	329,670	6,016,314	272,119		57,551			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特定財源	一般財源			
				国県支出金	地方	その他			
1 児童福祉総務費	2,941,659	14,411	2,956,070	9,690 (国補)		4,721	2 給料	600	給与条例改正等による
				8,306 (県補)			3 職員手当等	2,436	給与条例改正等による
				1,384			4 共済費	300	給与条例改正等による
							19 負担金補助及び交付金	11,075	私立保育所運営費補助金
3 保育所費	909,730	-3,944	905,786			-3,944	2 給料	-2,400	給与条例改正等による
							3 職員手当等	-944	給与条例改正等による
							4 共済費	-600	給与条例改正等による
計	6,331,458	10,467	6,341,925	9,690		777			

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	一般財源	区分	金額	金額	
1 生活保護総務費	147,485	-7,395	140,090	-7,395	-7,395	2 給料	-4,500	給与条例改正等による	
						3 職員手当等	-1,770	給与条例改正等による	
						4 共済費	-1,125	給与条例改正等による	
計	1,604,245	-7,395	1,596,850	-7,395					

[単位 千円]

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	一般財源	区分	金額	金額	
1 保健衛生総務費	717,904	-11,503	706,401	-11,503	-11,503	2 給料	-7,000	給与条例改正等による	
						3 職員手当等	-2,753	給与条例改正等による	
						4 共済費	-1,750	給与条例改正等による	
2 予防費	636,425	16,200	652,625	5,400	5,400	19 負担金補助及び交付金	16,200	病院群輪番制病院設備整備費補助金	
計	1,757,097	4,697	1,761,794	-6,103	-6,103				

[単位 千円]

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	財源 その他	区分	金額	
1 清掃総務費	149,703	1,668	151,371			1,668	2 給料	300	給与条例改正等による
							3 職員手当等	1,218	給与条例改正等による
							4 共済費	150	給与条例改正等による
3 ごみ処理施設 費	831,516	5,282	836,798			5,282	2 給料	950	給与条例改正等による
							3 職員手当等	3,857	給与条例改正等による
							4 共済費	475	給与条例改正等による
計	2,168,204	6,950	2,175,154			6,950			

## (款) 5 産業経済費

## (項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	財源 その他	区分	金額	
1 農業委員会費	41,448	2,336	43,784			2,336	2 給料	420	給与条例改正等による
							3 職員手当等	1,706	給与条例改正等による
							4 共済費	210	給与条例改正等による
2 農業総務費	68,970	334	69,304			334	2 給料	60	給与条例改正等による
							3 職員手当等	244	給与条例改正等による
							4 共済費	30	給与条例改正等による

5 農地費	37,714	8,400	46,114		6,300	2,100 (寄) 2,100		19 負担金補助及び交付金	8,400	県営土地改良事業負担金
計	193,340	11,070	204,410		6,300	2,100	2,670			

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他				
1 商工総務費	82,740	15,568	98,308			15,568	2 給料	2,800	給与条例改正等による	
							3 職員手当等	11,368	給与条例改正等による	
							4 共済費	1,400	給与条例改正等による	
計	258,548	15,568	274,116			15,568				

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他				
1 土木総務費	110,602	-14,461	96,141			-14,461	2 給料	-8,800	給与条例改正等による	
							3 職員手当等	-3,461	給与条例改正等による	
							4 共済費	-2,200	給与条例改正等による	
2 建築指導費	138,008	-6,573	131,435			-6,573	2 給料	-4,000	給与条例改正等による	
							3 職員手当等	-1,573	給与条例改正等による	
							4 共済費	-1,000	給与条例改正等による	

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				補正額	財源					
					特定財源	その他				
計	248,610	-21,034	227,576			-21,034				

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				補正額	財源					
					特定財源	その他				
1 道路橋梁総務費	147,517	18,364	165,881			6,259	2	400	給与条例改正等による	
				12,105 (県負)			3	1,624	給与条例改正等による	
				12,105			4	200	給与条例改正等による	
							8	390	謝礼	
							13	15,750	測量・登記等委託料	
3 道路橋梁新設改良費	440,526	1,532	442,058			1,532	2	-8,500	給与条例改正等による	
							3	-3,343	給与条例改正等による	
							4	-2,125	給与条例改正等による	
							22	15,500	補償・賠償金	
計	1,086,854	19,896	1,106,750			7,791				

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	特 定 財 源	其 他			
1 都市計画総務費	140,417	17,236	157,653		17,236		2 給料	3,100	給与条例改正等による
							3 職員手当等	12,586	給与条例改正等による
							4 共済費	1,550	給与条例改正等による
計	1,086,702	17,236	1,103,938		17,236				

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 4 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	特 定 財 源	其 他			
1 住宅事業費	115,343	-2,465	112,878		-2,465		2 給料	-1,500	給与条例改正等による
							3 職員手当等	-590	給与条例改正等による
							4 共済費	-375	給与条例改正等による
計	115,343	-2,465	112,878		-2,465				

[単位 千円]

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	特 定 財 源	其 他			
1 常備消防費	1,295,379	-27,250	1,268,129		-27,250		2 給料	-12,500	給与条例改正等による
							3 職員手当等	-7,750	給与条例改正等による

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定地方債	財源その他	区分	金額	
							4 共済費	-7,000	給与条例改正等による
計	1,634,171	-27,250	1,606,921			-27,250			

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定地方債	財源その他	区分	金額	
1 教育委員会費	282,849	-1,643	281,206			-1,643	2 給料	-1,000	給与条例改正等による
							3 職員手当等	-393	給与条例改正等による
							4 共済費	-250	給与条例改正等による
3 高山スーパー スクールのゾー ン整備費	1,900,586	151,978	2,052,564	31,480 (国補)	120,400	98	15 工事請負費	151,978	生駒北小学校校舎等解体工事
計	2,207,499	150,335	2,357,834	31,480	120,400	-1,545			

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定地方債	財源その他	区分	金額	
3 小学校施設整 備費	258,786	332,174	590,960	77,663 (国補)	423,100	-168,596 (繰入) -168,596	7 15 工事請負費	332,174	小学校トイレ改修工事
計	714,243	332,174	1,046,417	77,663	423,100	-168,596	7		

## (款) 8 教育費

## (項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				補正額	財源		区分	金額		
					国庫支出金	地方債				その他
2 幼稚園施設整備費	70,950	49,300	120,250	16,596 (国補)	32,700		4	15 工事請負費	49,300	幼稚園トイレ改修工事
計	814,100	49,300	863,400	16,596	32,700		4			

[単位 千円]

## (款) 8 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				補正額	財源		区分	金額		
					国庫支出金	地方債				その他
1 社会教育総務費	147,155	3,336	150,491				3,336	2 給料	600	給与条例改正等による
								3 職員手当等	2,436	給与条例改正等による
								4 共済費	300	給与条例改正等による
3 図書館費	357,633	-13,968	343,665				-13,968	2 給料	-8,500	給与条例改正等による
								3 職員手当等	-3,343	給与条例改正等による
								4 共済費	-2,125	給与条例改正等による
計	1,111,653	-10,632	1,101,021				-10,632			

[単位 千円]

(款) 8 教育費  
(項) 6 保健体育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				財 源		一 般 財 源			
				特 定 財 産 地 方 債	そ の 他				
1 保健体育総務費	100,311	-986	99,325			-986	2 給料	-600	給与条例改正等による
							3 職員手当等	-236	給与条例改正等による
							4 共済費	-150	給与条例改正等による
計	1,229,220	-986	1,228,234			-986			

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(50) 726		3,027,344	2,858,058	5,885,402	1,031,776	6,917,178
補正前	(52) 729		3,074,776	2,788,743	5,863,519	1,044,454	6,907,973
比較	(-2) -3		-47,432	69,315	21,883	-12,678	9,205

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	92,154	116,376	1,140	192,936	16,450	178,608	36,563
補正前	92,154	116,376	1,140	195,779	16,450	178,608	36,563
比較	0	0	0	-2,843	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
8,711	71,833	31,858	818,000	793,238	500,191	
8,711	71,833	31,858	772,000	793,238	474,033	
0	0	0	46,000	0	26,158	



(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分					技 能 職
	一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職	技 能 職	
補 正 後	平均給料月額 (円)	339,159	337,456	330,693	291,905	
	平均給与月額 (円)	418,209	452,539	386,422	336,732	
	平均年齢 (歳)	43.5	41.2	44.1	45.5	
補 正 前	平均給料月額 (円)	338,583	336,883	330,132	291,410	
	平均給与月額 (円)	414,068	448,058	382,596	333,398	
	平均年齢 (歳)	44.0	43.0	43.9	44.5	

イ 初任給

区 分	一 般 職 (円)	消 防 職 (円)	教 育 職 (円)	技 能 職 (円)	国 の 制 度	
					一 般 行 政 職 (円)	技 能 職 (円)
高 校 卒	150,500	155,800	150,500	162,700	146,100	143,500
大 学 卒	184,800	191,700	184,800		178,200	

ウ 級別職員数

区分	一般職		消防職		教育職		技能職			
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)		
補正後	1級	(60)	(11.9)	(18)	(13.3)	(4)	(6.8)	技能職 給料表	28	
	2級	(52)	(10.3)	(16)	(11.8)	(7)	(11.9)			
	3級	(50)	(100.0)	(5)	(3.7)	(9)	(15.2)			
	4級	(17)	(3.4)	(16)	(11.9)	(2)	(3.4)			
	5級	(76)	(15.1)	(58)	(43.0)	(25)	(42.4)			
	6級	(177)	(35.1)	(14)	(10.4)	(3)	(5.1)			
	7級	(57)	(11.3)	(6)	(4.4)	(9)	(15.2)			
	8級	(52)	(10.3)	(2)	(1.5)	( )	( )			
	計	(13)	(2.6)	( )	( )	( )	( )			( )
	計	(50)	(100.0)	(135)	(100.0)	(59)	(100.0)			( )
補正前	1級	(57)	(11.4)	(15)	(11.2)	(3)	(5.0)	技能職 給料表	29	
	2級	(42)	(8.4)	(13)	(9.7)	(9)	(15.0)			
	3級	(44)	(96.2)	(1)	(0.7)	(8)	(13.3)			
	4級	(21)	(4.2)	(25)	(18.7)	(3)	(5.0)			
	5級	(78)	(15.5)	(59)	(44.0)	(25)	(41.7)			
	6級	(184)	(36.7)	(13)	(9.7)	(5)	(8.3)			
	7級	(2)	(3.8)	(6)	(4.5)	(7)	(11.7)			
	8級	(58)	(11.6)	(2)	(1.5)	( )	( )			
	計	(47)	(9.4)	( )	( )	( )	( )			( )
	計	(14)	(2.8)	(134)	(100.0)	(60)	(100.0)			( )

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職	事務員	副主事	主事	主任	係長級	課長補佐級	課長級	部長級
	技術員	副技術師	技術師					

工 昇 給

区	分		合 計	代 表 的 な 職 種			
	職 員 数 (A)	(人)		一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
補 正 後	職 員 数 (A)	(人)	726	504	135	59	28
	昇給に係る職員数(B)	(人)	597	418	114	41	24
	2号給	(人)					
	4号給	(人)	597	418	114	41	24
	6号給	(人)					
	8号給	(人)					
	比 率 (B)/(A)	(%)	82.2	82.9	84.4	69.5	85.7
補 正 前	職 員 数 (A)	(人)	729	506	135	59	29
	昇給に係る職員数(B)	(人)	596	406	118	46	26
	2号給	(人)					
	4号給	(人)	596	406	118	46	26
	6号給	(人)					
	8号給	(人)					
	比 率 (B)/(A)	(%)	81.8	80.2	87.4	78.0	89.7

才 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 ・ 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	支 給 6 月 (月分)	支 給 12 月 (月分)			
補 正 後	( 1.025 ) (	1.225 ) (	2.25 ) (	有	
	2.025	2.275	4.30		
補 正 前	( 1.025 ) (	1.175 ) (	2.20 ) (	有	
	2.025	2.175	4.20		
国 の 制 度	( 1.025 ) (	1.225 ) (	2.25 ) (	有	
	2.025	2.275	4.30		

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市全域
支給率 (%)	6.0
支給対象職員数 (人)	726
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種			
			一般職	消防職	教育職	技能職
給料総額に対する比率 (%)	(%)	0.6	0.4	0.1	3.3	0.2
支給対象職員の比率 (%)	(%)	20.5	13.1	22.9	79.6	17.8
代表的な特殊勤務手当の名称		訪問指導手当・環境衛生業務手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同	じ	
住居手当	同	じ	
通勤手当	一部異なる		自転車通勤の者は1,500円加算 10km未満の交通用具使用者は300円減額

議案第 90 号

平成 28 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

平成 28 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 2 , 0 3 4 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 , 4 1 5 , 2 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 1 2 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,037,631	121,490	2,159,121
	1 国庫負担金	1,806,339	121,490	1,927,829
6 県支出金		578,087	45,498	623,585
	1 県負担金	67,674	15,763	83,437
	2 県補助金	510,413	29,735	540,148
9 繰入金		1,046,516	325,046	1,371,562
	2 基金繰入金	149,282	325,046	474,328
歳 入 合 計		12,923,231	492,034	13,415,265

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		8,056,695	330,399	8,387,094
	1 療養諸費	7,145,967	227,629	7,373,596
	2 高額療養費	863,607	102,770	966,377
7 共同事業拠出金		2,618,494	161,635	2,780,129
	1 共同事業拠出金	2,618,494	161,635	2,780,129
歳 出 合 計		12,923,231	492,034	13,415,265

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 療養給付費等負担金	1,738,665	105,727	1,844,392	1 現年度分	105,727	療養給付費負担金
2 高額医療費共同事業負担金	54,192	15,763	69,955	1 高額医療費共同事業負担金	15,763	
計	1,806,339	121,490	1,927,829			

[単位 千円]

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 高額医療費共同事業負担金	54,192	15,763	69,955	1 高額医療費共同事業負担金	15,763	
計	67,674	15,763	83,437			

[単位 千円]

(款) 6 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整交付金	510,413	29,735	540,148	1 財政調整交付金	29,735	普通調整交付金
計	510,413	29,735	540,148			

[単位 千円]

(款) 9 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 財政調整基金繰入金	149,282	325,046	474,328	1 財政調整基金繰入金	325,046		
計	149,282	325,046	474,328				

歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		その他			
				特出金	地方債				
1 一般被保険者療養給付費	6,725,118	227,629	6,952,747	93,327 (国負)	72,841 (県補)	134,302 (繰入) 134,302	19 負担金補助及び交付金	227,629	療養給付費負担金
計	7,145,967	227,629	7,373,596	93,327		134,302			

[単位 千円]

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		その他			
				特出金	地方債				
1 一般被保険者高額療養費	812,807	102,770	915,577	42,135 (国負)	32,886 (県補)	60,635 (繰入) 60,635	19 負担金補助及び交付金	102,770	高額療養費負担金
計	863,607	102,770	966,377	42,135		60,635			

[単位 千円]

(款) 7 共同事業拠出金

(項) 1 共同事業拠出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		その他			
				特出金	地方債				
1 高額医療費共同事業医療費拠出金	216,772	63,053	279,825	31,526 (国負)	15,763 (県負)	31,527 (繰入) 31,527	19 負担金補助及び交付金	63,053	高額医療費共同事業負担金

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源	区分	金額	
2 保険財政共同 安定化事業拠 出金	2,401,712	98,582	2,500,294		98,582 (繰入) 98,582	一般財源	19 負担金補助及 び交付金	98,582	保険財政共同安定化事業負担金
計	2,618,494	161,635	2,780,129	31,526	130,109				

議案第 91 号

平成 28 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 28 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 28 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	115,000

議案第 92 号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成2年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条福祉健康部の項第7号中「病院事業」を「地域医療連携及び病院事業」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 93 号

生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例

生駒市選挙公営に関する条例（平成5年7月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第10条及び第11条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第14条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 94 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一  
部を改正する条例

(生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改  
正)

第1条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平  
成20年9月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改  
める。

第2条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一  
部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、  
「100分の175」を「100分の170」に改める。

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和31年11  
月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例(平成24年3月生駒市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第8条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の常勤特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（以下「改正後の水道事業管理者給与条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当又は給与の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例、改正後の常勤特別職給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の水道事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、第3条の規定による改正前の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第7条の規定による改正前の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当、改正後の常勤特別職給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与等条例の規定による給与又は改正後の水道事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 95 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

給料表

(月額)

職員 の 区分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400

23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	

49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		

75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					
96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					

	101		296,300	344,300					
	102		296,600	344,700					
	103		297,000	345,100					
	104		297,300	345,500					
	105		297,500	346,000					
	106		297,800	346,400					
	107		298,200	346,800					
	108		298,500	347,200					
	109		298,700	347,700					
	110		299,100	348,100					
	111		299,500	348,400					
	112		299,800	348,700					
	113		299,900	349,200					
	114		300,200						
	115		300,500						
	116		300,900						
	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「371,000円」を「372,000円」に、「419,000円」を「420,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条の規定(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第16条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定 平成28年4月1日

(2) 第1条の規定（給与条例第16条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定 平成28年12月1日（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年11月生駒市条例第36号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

生駒市職員の退職手当に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の退職手当に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第7項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第9項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 退職職員（退職した生駒市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の生駒市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における生駒市職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険

法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0））」とする。

3 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第1条の規定による改正前の生駒市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 97 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第 1 条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 25 年 12 月生駒市条例第 4

1号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書、第3項、第5項、第7項及び第9項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附則第11項中「平成29年4月分」を「平成31年10月分」に、「同年3月分」を「同年9月分」に改める。

附則第13項、第15項、第17項、第19項、第21項、第23項及び第25項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附則第27項中「平成29年4月分」を「平成31年10月分」に、「同年3月分」を「同年9月分」に改める。

(生駒市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市下水道条例の一部を改正する条例(平成25年12月生駒市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書及び第3項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

(生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成25年12月生駒市条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書、第4項及び第5項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 98 号

生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第45条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)」を削り、同条第3号中「第45条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)」を削り、同条に次の2号を加える。

- (5) 第45条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第45条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出し

た日又はその日の翌日から1月を経過する日

第36条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第33条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第45条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項

を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第46条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する

日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間  
附則第25条の2を次のように改める。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第24条から第25条の2まで、第25条の3第1項並びに附則第9条第1項、第9条の3第1項及び第9条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条第1項前段、第25条の2、第25条の3第1項並びに附則第9条第1項、第9条

の3第1項及び第9条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8

条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第29条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第24条から第25条の2まで、第25条の3第1項並びに附則第9条第1項、第9条の3第1項及び第9条の3の2第1項の規定の適用につ

いては、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第25条第1項前段、第25条の2、第25条の3第1項並びに附則第9条第1項、第9条の3第1項及び第9条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第25条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第25条の3第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第2号中「、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」を「並びに附則第9条第1項、第9条の3第1項及び第9条の3の2第1項」に改め、同項第3号中「租税条約等実施特例法」を「租税

条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同条第3項中「第18条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第25条の3第3項」を「附則第25条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第9条第1項、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」を「並びに附則第9条第1項、第9条の3第1項及び第9条の3の2第1項」に、「附則第25条の3第3項」を「附則第25条の3第3項後段」に改め、「、第25条の3第1項中「第18条第4項」とあるのは「附則第25条の3第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第25条の3第3項」を「附則第25条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第25条の3第3項」を「附則第25条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第25条の3第3項」を「附則第25条の3第3項前段」に改める。

（生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 生駒市税条例の一部を改正する条例（平成27年12月生駒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、生駒市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第10条第3号の項中「第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）第36条第4項の規定は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）以後に新条例第36条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例第45条第5項及び第46条第4項の規定は、施行日以後に新条例第45条第3項又は第46条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第25条の2の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議案第 99 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定す

る特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例附則第11項及び第12項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例

生駒市高山竹林園条例（平成元年4月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、竹林園の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定の手続）

第2条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、竹林園の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 竹林園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 竹林園の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力

を有していること。

(管理の基準)

第2条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、竹林園の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第2条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する利用の制限、第4条に規定する使用の許可及び第5条に規定する使用許可の取消し等に関すること。
- (2) 第10条に規定する設備の許可に関すること。
- (3) 竹林園の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

第3条から第5条までの規定中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条の見出し中「本市」を「本市等」に改め、同条中「生じる」を「生ずる」に、「市長」を「本市及び指定管理者」に改める。

第7条を次のように改める。

(利用料金)

第7条 有料園施設の使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条の次に次の1条を加える。

(利用料金の收受)

第7条の2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として收受されるものとする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「

指定管理者は、市長が定める」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第10条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

別表の1の表中「竹林園資料館使用料」を「竹林園資料館利用料金」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、別表の2の表中「<sup>ちくぶあん</sup>竹生庵使用料」を

<sup>ちくぶあん</sup>竹生庵利用料金」に、「

使用料
-----

」を「

<sup>ちくぶあん</sup> 竹生庵
----------------------

」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

##### (経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の生駒市高山竹林園条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用に係るものは、改正後の生駒市高山竹林園条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税

法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「以後の使用に係る使用料」を「以後の使用に係る利用料金（生駒市高山竹林園条例第7条第1項に規定する利用料金をいう。以下この項において同じ。）」に、「同日前の使用に係る使用料」を「同日前の使用に係る利用料金」に改める。



前号と同様の方法により支払う。この場合において、振込手数料は、被告生駒市の負担とする。

(3) 被告株式会社吉川組は、原告●●●●●に対し、本件和解金として、1,400,000円の支払義務があることを認め、これを平成29年1月31日限り、原告らの指定する預金口座に振り込む方法により支払う。この場合において、振込手数料は、被告吉川組の負担とする。

(4) 被告株式会社吉川組は、原告●●●●●に対し、本件和解金として、1,400,000円の支払義務があることを認め、これを平成29年1月31日限り、前号と同様の方法により支払う。この場合において、振込手数料は、被告吉川組の負担とする。

(5) 原告らは、被告らに対するその余の請求をいずれも放棄する。

(6) 原告ら及び被告らは、原告らと被告らとの間及び被告生駒市と被告株式会社吉川組との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

平成28年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者  
の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の  
規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の  
議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
生駒市テレワーク&インキュベーションセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社 ワイズスタッフ  
生駒市東松ヶ丘2番1号
- 3 指定の期間  
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

公の施設の区域外設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定による平群町の公の施設の本市への設置について、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平群町長から平成28年11月15日付けで協議の申出があった概要

- 1 公の施設の名称 東山駅前駐車場
- 2 設置の場所 生駒市東山町211番地の20の一部
- 3 公の施設の概要 敷地面積 32.40㎡
- 4 設置の目的 東山駅前駐車場の拡張のため
- 5 経費の負担

本施設の維持管理に要する経費については、平群町が負担する。

- 6 住民の利用関係

本施設を地域住民の利用に供するものとし、その使用及び手続は、平群町自転車等駐車場設置及び管理条例の定めるところによる。

議案第 104 号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成29年4月1日から、西和衛生試験センター組合を奈良県市町村総合事務組合から脱退させ、及び同組合の規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年奈良県指令市町村第1143号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「、西和衛生試験センター組合」を削る。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 105 号

奈良広域水質検査センター組合を組織する地方公共団体の数の増加  
及び同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成29年4月1日から、奈良広域水質検査センター組合に平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町を加入させ、並びに同組合の規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年奈良県指令地第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市  
香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西  
町 三宅町 田原本町 曽爾村 御杖村 高取町 明日香村 上牧町 王寺町  
広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津  
川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

別表第2（第5条関係）

地 区	地 区 の 区 域
桜井宇陀地区	桜井市 宇陀市 曾爾村 御杖村
葛城地区	大和高田市 御所市 香芝市 葛城市 上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野地区	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
内吉野地区	五條市 野迫川村 十津川村
山辺地区	天理市 山添村 川西町 三宅町 田原本町
橿原高市地区	橿原市 高取町 明日香村
北和地区	大和郡山市 生駒市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 106 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	西壺分小倉寺線支線5号	壺分町1619番5先 壺分町1353番2先	
2	池ノ奥線	小明町554番1先 小明町612番15先	
3	俵口小明線支線3号	小明町629番1先 小明町604番17先	
4	俵口小明線支線4号	小明町566番3先 小明町619番1先	
5	俵口小明線支線5号	小明町614番18先 小明町614番21先	
6	小明町2号歩行者道	小明町619番10先 小明町614番22先	
7	小明町3号歩行者道	小明町612番15先 小明町612番13先	
8	菜畑壺分線支線1号	壺分町350番16先 壺分町73番49先	
9	菜畑壺分線支線2号	壺分町73番31先 壺分町73番20先	
10	壺分町第1歩行者道	壺分町73番32先 壺分町73番49先	
11	長福寺線支線6号	俵口町952番8先 俵口町952番14先	

12	長福寺線支線 7 号	俵口町 9 5 2 番 1 8 先 俵口町 9 5 2 番 2 2 先
13	生駒台北 1 6 号線	生駒台北 1 3 2 番 5 先 生駒台北 1 3 2 番 8 先
14	北田原南北線支線 3 号	北田原町 1 5 8 7 番 6 先 北田原町 1 5 8 5 番 2 先
15	池上園湯舟線支線 3 号	軽井沢町 2 5 5 6 番 1 7 先 軽井沢町 2 4 7 1 番 3 9 先
16	池上園湯舟線支線 4 号	軽井沢町 2 4 7 1 番 3 2 先 軽井沢町 2 4 7 1 番 3 3 先

平成 2 8 年 1 2 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 107 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	池ノ奥線	小明町554番1先 小明町612番2先	

平成28年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史